

平成 23 年 2 月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『新公益法人の移行・再編・転換・設立ハンドブック』（改訂版）
お詫びと訂正

本書中、下記の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。
下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

記

●P419 「5-5 合併の登記」の「3 登録免許税」について

【誤】 合併による変更登記の登録免許税は、1 件につき 3 万円（登録免許税法別表第 1 第 24 号(1)リ）、合併による解散登記の登録免許税は、1 件につき 3 万円（登録免許税法別表第 1 第 24 号(1)ト）

↓

【正】 合併による変更登記の登録免許税は、非課税（登録免許税法附則 27 I）、合併による解散登記の登録免許税も、非課税（登録免許税法附則 27 I）

●P430 「5-9 解散および清算人の登記」の「3 登録免許税」について

【誤】 解散登記の登録免許税は 1 件につき 3 万円（登録免許税法別表第 1 第 24 号(1)ト）、清算人または代表清算人の登記の登録免許税は 1 件につき 9,000 円（登録免許税法別表第 1 第 24 号(3)イ）

↓

【正】 解散登記の登録免許税は、非課税（登録免許税法附則 27 I）、清算人または代表清算人の登記の登録免許税も、非課税（登録免許税法附則 27 I）

●P431 「5-10 清算結了の登記」の「3 登録免許税」について

【誤】 清算結了登記の登録免許税は、1 件につき 2,000 円（登録免許税法別表第 1 第 24 号(3)ハ）

↓

【正】 清算結了登記の登録免許税は、非課税（登録免許税法附則 27 I）

以上